

住宅の

増改築・リフォームに

補助金を交付します

■対象住宅

市内の一戸建ての住宅(併用住宅は、住宅部分の延べ面積が建物全体の2分の1以上であること)

■対象となるかた

市内に住所があり、次のいずれかに該当するかた。ただし、本人及び同一世帯人に、平成21年度の市民税、固定資産税、都市計画税の滞納が無いかたに限りです。

お申し込み・お問い合わせ
 都市計画課建築指導係
 ☎43-7083
 市ホームページから「申請書」のダウンロードや詳しい内容を見ることが出来ます。

県の補助金額 工事費の10% 上限20万円
 と
 市の補助金額 工事費の5% 上限10万円

を合わせると!!

最大
 工事費の**15%** 上限**30万円**
 の補助が受けられます

リフォームの内容

○:補助対象 △:条件により補助対象 ×:補助対象外

対象	内容
○	バリアフリー改修(手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張など)
○	壁紙や床の張り替えなどの内装工事
○	窓やガラスの取り付け・交換(断熱改修など)
○	風呂や台所、トイレなどの水回り改修工事
○	畳の取り替え(表替えを含む)
○	室内の建具などの交換
○	給湯設備機器の設置
○	部屋の新設や間仕切りの変更
○	屋根のふき替えや塗装、外壁の張り替えや塗装など
○	外壁や屋根、天井の断熱化工事
○	バルコニーや雪止めの設置
○	住宅用太陽光発電システムの設置
○	車庫や物置の増改築(既製品の物置、カーポートは除く)
○	住宅の解体工事(リフォームなどが伴うものに限る)
○	下水道への接続工事
△	耐震補強・改修工事
△	合併浄化槽の設置工事
×	家庭用電化製品などの購入(設置・取り付け)
×	室内カーテンの取り付け・取り替え
×	電話やインターネットの配線工事
×	造園、門扉、ブロック塀などの外構工事
×	公共工事に伴い補償費の対象となる工事

※内容は一例です。詳しくはお問い合わせください。

産税、都市計画税の滞納が無いかたに限りです。

- ① 持ち家(本人が所有し住んでいる)住宅の増改築やリフォームするかた
- ② 申請者が住む住宅(親または子が所有)を増改築やリフォームするかた
- ③ 申請者が所有する住宅に、親または子が住んでいて、増改築やリフォームす

- ④ 親または子の持ち家住宅を、増改築やリフォームするかた
- 対象工事
 - ① 工事費用が50万円以上
 - ② 市内に本店がある業者または市内に住所がある個人事業者が施工(下請けも含む)する工事
- 補助率・補助限度額
 対象となる工事費用の5%(千円未満切捨て)で、上限は10万円。

■受付期間 平成23年3月31日まで

※申請の受け付けは、予算の状況により途中で締め切る場合があります。
 ※7月1日以前に、県の住宅リフォーム緊急支援事業の補助金を申請して既に着工したかたは、市の住宅リフォーム緊急支援事業の申請は出来ません。

木造住宅の耐震診断費用
改修費用
 を補助します

7/5 受付開始

地震による木造住宅倒壊などの災害を未然に防止するため、木造住宅の耐震診断と耐震改修工事にかかる費用の一部を補助します。希望するかたはお申し込みください。

対象住宅 昭和56年5月31日以前に建築した木造戸建て住宅

対象者 対象住宅を所有(共有を含む)をする個人で、平成21年度までの市民税、固定資産税、都市計画税の滞納が無いかた

対象戸数 耐震診断 10戸(先着)
 耐震改修 2戸(先着)

補助金額(限度額)
 耐震診断 3万円
 耐震改修 30万円

受付開始 7月5日(月) 8時30分

※耐震改修の対象は、耐震診断で工事が必要となった住宅に限ります。
 ※対象となる住宅には複数の条件があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。